



若桜町監査告示第7号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和2年12月3日

若桜町監査委員 谷口 秀昭



若桜町監査委員 山本 安雄



記

定期監査報告

- 1 監査の実施日 令和2年11月27日（金）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 にぎわい創出課の所管事務のうち、次の事務について職員から口述等を求めて実施した。
 - (1) 工事・委託事業・備品購入執行状況等について
 - (2) 主な事業の進捗状況等について
(新型コロナ経済対策事業の実施状況等及び新型コロナウイルスによる各種補助事業などへの影響等も含む)
 - (3) 索道事業における新型コロナウイルス対策等について
 - (4) 観光事業の現状等について
 - (5) その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
 - (1) 所管する工事や事業の進ちょく状況（新型コロナウイルス関連及びその対策を含む）は適当か。
 - (2) 契約書等関係書類及び各種帳簿は確実に整備されているか。また、それらの内容は適正か。
- 5 監査の結果
 - (1) 3(1)①について、一部の事業を抽出して契約書等関係書類を審査したところ、契約書において、火災保険等が必要な工事であったがそれら条項が誤って削除され、付保されていなかった。今後、契約書作成時において十分に注意されたい。

(2) 3 (1) ②～⑤について、特に指摘事項なし。

以上